

令和7年7月18日

静岡市大浜公園条例に基づく許可等の基準  
(行為許可、減免基準等)

静岡市大浜公園 指定管理者  
大浜シーリゾート株式会社

静岡市大浜公園条例第4条の審査基準(行為許可)

静岡市大浜公園条例

(行為の制限)

第4条 公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、第9条第1項の規定による指定を受けて公園の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
  - (3) 興行をすること。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。
- 4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

1 公園の設置目的等に適合していること(すべて満たしていること)

- (1)『駿河湾に面し、プールを備えた市民の憩い、レクリエーション及び健康づくりの場』という大浜公園の設置目的に反しないこと。
- (2)公園施設である園路、広場及び駐輪場等の設置目的を無視し、利用者の憩いの妨げになる行為、他の法令の許可を要する場合に当該許可を得ていない行為又は公園の機能に支障を及ぼす行為については許可しないこと。
- (3)大浜公園の性格、規模、効用、目的等を考慮の上、特に支障のある行為については許可しないこと。

2 公園利用者に危害を及ぼさないこと

- (1)公園利用者の危険性を増大させる行為及び一般常識に照らして危険な行為については許可しないこと。  
その他、振動、騒音、悪臭、蛮行その他公園利用者に嫌悪を生じさせる行為は許可しないこと

### 3 他の公園利用者及び公園施設の管理の妨げとならないこと

- (1) 公園の一部又は全部を常時又は長期間定期的(62日以上)に使用し、他の公園利用者が利用できないようにする行為については、原則として許可しないこと。
- (2) 公園を汚し、又は公園施設を損壊する恐れがある行為は許可しないこと。行為の結果、公園にどのような影響があるか予測し、判断すること。
- (3) 大浜公園の管理上支障を及ぼす恐れがある行為については許可しないこと。
- (4) 一般来園者の公園利用及び公園施設の管理に支障をきさない箇所、方法で行われるものであること。

### 4 その他

- (1) 指定暴力団等その他の構成員が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体又はその団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長する恐れがある団体が使用するときは許可しないこと。
- (2) 火器の使用又は臭気、騒音等を発生させる行為をする場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危険が及び、又は不快感を与える恐れがあると認められるときは許可しないこと。
- (3) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わない恐れがあると認められるときは許可しないこと。
- (4) 条例第8条に規定する利用料金について未納があるときは許可しないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とした使用又は使用の恐れがあると認められるときは許可しないこと。
- (6) 申請書類の記載事項等に虚偽が認められるときは許可しないこと。
- (7) その他、上記(1)～(6)に準ずると認められるときは許可しないこと。

## 静岡市大浜公園条例第9条第4項及び静岡市大浜公園条例施行規則第5条の減免基準

### 大浜公園条例

(指定管理者による管理)

第9条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に公園内の行為許可及び公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

### 大浜公園条例施行規則

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第9条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用するとき 利用料金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第9条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

### 定義

国:省、庁、各種委員会等(国家行政組織法及び裁判所法に基づき設置される機関)

地方公共団体:都道府県、市町村、特別区、市町村等

公共的団体:自治会、老人会、子供会、婦人会、青年団その他これらに類する団体、学校法人(私立学校)、社会福祉法人、児童福祉法で規定する児童福祉施設その他これらに類する団体

大浜公園の利用料金について、入場料を徴収せず、次の各項目のいずれかに該当するものは、静岡市大浜公園条例第9条第4項により利用料金を減額及び免除できるものとする。

#### 1 全額免除

(1) 静岡市又は静岡市行政機関が主催、共催する事業で公園を利用するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が主催する事業で公園を利用するとき。

(3) 公共的団体が公共的な目的のため行う催しで、公園を利用するとき。

(4) 学校教育法で規定する学校(国立学校、公立学校及び私立学校の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)がその教育活動の一環として公

園を利用するとき。

- (5) 児童福祉法に規定する児童福祉施設がその設置目的に沿った活動の一環として公園を利用するとき。
- (6) 指定管理者が主催、共催及び後援等を行う事業で公園を利用するとき。
- (7) その他、市長が特別の理由があると認め公園を利用するとき。

## 2 減額

- (1) 指定管理者が公園の利用の促進に資するイベント等で公園の利用または許可をするとき。
- (2) その他、市長が特別の理由があると認め公園を利用するとき。

## 静岡市大浜公園条例第9条第5項及び静岡市大浜公園条例施行規則第6条の還付基準

### 大浜公園条例

(指定管理者による管理)

第9条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に公園内の行為許可及び公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

### 大浜公園条例施行規則

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第9条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第4条第1項の規定による行為の許可を受けた者(以下「行為者」という。)の責めに帰することができない理由により当該許可を受けた行為をすることができなくなったとき。

(2) プールの利用料金を支払った者の責めに帰すことができない理由によりプールの利用ができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第9条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

### 還付基準

(1) 市が災害、国民保護事案(テロ・武力攻撃)、危機事案(公園施設における重大事故、ウイルス感染症など)、その他事件・事故が発生または発生する恐れがあると判断し、公園施設の使用を休止した場合。

(2) 二重取り、請求金額の誤り等、指定管理者の不備による場合。

(3) その他、市長が特別の理由があると認める場合。